



明けましておめでとうございます。
います。

皆様は新しい年をどのよう
にお迎えになったでしょうか。
日本では内外ともに種々の課
題を持ち、また多難ですが、

事務所では皆が元気で新年を迎えました。

年の初めに初心に立ち返って思うことは、我々の基本的
使命を如何にすれば生かすことが出来るか、です。事務所
の課題は、基本的には、弁護士法に従って日常業務を誠実
におこない、併せて、構成員それぞれが、弁護士及び弁護
士会の社会的使命を忘れずに、様々な意味で優れた、いい
仕事を重ねることでしょう。何がいい仕事か、それは常に
反芻すべき、常に新たな課題です。

昨春秋、井堀弁護士が独立して新しい事務所を作り、年
末には佐々木弁護士が新たに事務所に加わりました。それ
ぞれが新鮮な気持で、今後を着実な歩みを続け、周囲にも
良い刺激を与えてくれるものと期待しています。

事務所の先輩から後輩へ、事務所の心を担った若者は新
しい伝統を作っていくてくれます。大樹の切り株から新しい
芽が出て生長するように、またこれらが総合して大樹となる
ように、木は生長して行きます。年輪の形成と蓄積が繰り返
返されて、事務所全体としては、樹木のような、健康な、内
実を伴った大樹のような生長を続けたいと願っています。

今年もよろしくお願ひ申し上げます。

樹木の生長と大樹と

弁護士 松浦 基之



市立甲府病院 放射性医薬品過剰投与事件

弁護士 濱野 泰嘉



4年前、平成24年1月発行の「大樹」で報告しましたが、市立甲府病院で12年間、子どもに

放射性医薬品が過剰投与されていた事件に、被害者の会の代理人として関わってまいりました。その事件が、平成27年10月、事件公表から4年を経て、被害者と甲府市との間で示談書を締結し、甲府市長と病院長が被害者家族と面談の上、謝罪するとうかがったことで、ようやく「区切り」を迎えることができました。

この事件、一言でいうと「真相不明と事故調査委員会設置を求める闘い」だったと思います。医療事故被害者が求めるものとして、①原状回復、②真相究明、③反省謝罪、④再発防止、⑤適正な損害賠償の5つが挙げられますが、被害者家族からも「子どもの身体を元に戻して欲しい。それができないなら、まづ何があったのか、どうして起きたのか、これからどうなるのか、しっかりと説明して欲しい」という声を何度も聞きました。

そこで、被害者の会と弁護団は、甲府市に病院外の専門家による事故調査委員会を設置させ、あらためて本件事実経過、過剰投与の原因、長期間継続した原因、被害者に投与された投与量、その身体的影響などを調査させて、甲府市と病院の法的責任を明確にし、その上で、再発防止や被害補償を求めていくことになりました。

ただ、甲府市や病院の事故調査委員会設置への抵抗は強く、ようやく調査委員会が設

置されたのは平成25年5月のことでした。その間、市長面談3回、議員講演1回、署名活動1万筆以上、病院との協議10回などを行い、また、日本核医学会に要請書を提出して理事と面談し、学会からも甲府市に事故調査委員会設置を要請するよう働きかけたこともあり、甲府1人の弁護士で取り組みましたが、東京の弁護士はあらず回数券を買い、新宿と甲府の間を50回以上も往復しました。

事故調査委員会は、被害者、関係者のヒアリングを行い(残念ながら、過剰投与を主導した放射線技師長補佐は平成24年死亡のため聴取できませんでしたが)、平成26年3月に報告書を作成させました。その内容は、病院の構造的な問題を指摘し、主導した技師長補佐だけでなく医師の責任を明確にし、さらには再発防止策にも言及するなど、とても意義深いものでした。

その後、甲府市との協議を1年半かけて15回行い、平成27年9月の市議会で予算承認を得て、平成27年10月に示談書の締結に至りました。示談書では、甲府市と病院が法的責任を認めて謝罪するほか、年2回、50年にわたる無料の定期検査と異常値が出た場合の無料の精密検査の実施、消滅時効・除斥期間の不行使、金銭賠償などが盛り込まれました。また、甲府市・病院は、再発防止に向けた取り組みを行うこと、検査結果の調査・分析・検討を行うこと、年1回の定期協議を行うことなども約束しました。

ただ、冒頭で「区切り」と述べたとおり、この事件はまだ「解決」ではありません。子どもの健康についての取り組みはまだ続き、そのために、甲府市・病院との定期協議も年1回、開催していきます。弁護団としても、子どもたちの健康と将来のために、引き続き頑張っていきたいと思っております。

国籍に振り回される?

弁護士 近藤 博徳



日本とロシアの国籍法にまつわる事件のお話。

生まれた子は日本人という制度(血統主義)といえます。そこで、日本人と同じく血統主義です。そこで、日本人とロシア人の夫婦は当然、自分たちの子どもは日本とロシアの二重国籍だと信じ、ロシア大使館に出生の届出に行きました。ところが、ロシアの法律は、「外国で生まれたロシア人と外国人の子はロシア国籍を取得しない」、その代わり「簡易な届出によってロシア国籍を取得できる」としています。先の両親は、出生届のつもりが知らないうちこの「簡易な国籍取得の届出」をしてしまった。

この子どもは、生まれたときは日本国籍しか持っておらず、その後ロシア国籍を届出によって取得したことになります。ところが、日本の法律は「自分の意思で外国籍を取得した場合、日本国籍は自動的に喪失する」と定めていて、これによってこの子どもは日本国籍を失った、とされるのです。いま日本国内には、同様にして日本国籍を失ったとされる子どもがたかさんいると聞かれています。

日本国籍がなくなった子どもは、戸籍から抹消されるだけでなく、在留資格もないので「オーバーステイ外国人」として



扱われてしまいます。そのために、子どもにかかった医療費補助の返還を請求された方もいるそうです。また、外国に旅行して帰国した際に空港で子どもだけ入国を拒否される、という事態も起こりかねません。

我が子が日本国籍を失った、と言われる両親、特に日本人の親御さんは大変なショックを受けつつ、対応を迫られます。納得できないまま帰化申請をする方、今のところは戸籍もパスポートも問題ないとしてそのままやり過ぎそうとする方、けれども、「もともとロシア国籍を持っていて」と信じていたのだから、新たにロシア国籍を取得する意思などなかった、だから日本国籍は失っていない」と主張する方もいます。私たちはいま、弁護団を組んでこの方を応援し裁判に臨んでいます。

日本人の子として日本で生まれ、日本に暮らしているのに、いつの間にか日本国籍を失っている、なんてあまりにも理不尽な話です。私たちは普段「国籍」を意識しませんが、事件が起こってみると国籍の大切さを改めて感じます。と同時に、こんなに簡単に国籍を奪ってしまう制度が果たして正しい制度なのか、考え直してみなければならぬと感じています。

スラジュさん強制送還死亡事件 控訴審結審のご報告

弁護士 安孫子 理良



2010年3月22日 ガーナ国籍の A bubakar Awudu Suraj (スラジュさん) が、入国管理局による強制送還中に航空機内で死亡する事件が起きました。

2010年8月5日、スラジュさんの死亡は違法な制圧行為によるものであるとして、国家賠償請求訴訟が提起され、第一審は2014年3月19日に賠償を認める判決を言い渡しました。判決は、制圧行為の違法性を認め、国の責任を認める画期的な判決でありましたが、他方で、死亡の損害賠償であるにもかかわらず、認容金額が約500万円にとどまるものでした。

一審判決に対し、国が控訴したことから、スラジュさん側も控訴し、事件の審理は控訴審に移行しました。

控訴審より、私も弁護団に加わり、訴訟活動に参加させていただきました。スラジュさん側は、控訴審において、原審の損害額の評価は不当に低いものであるとして外国人であるスラジュさんの死亡による逸失利益の算定方法を争いました。また、一審判決は、スラジュさんが強制送還に抵抗したこと等を指摘して、5割の過失相殺を認めましたが、この判断の不当性も指摘しました。

国側は、第一審判決が、スラジュさんの死因が制圧行為による窒息であると認定したのに対し、6人もの協力医による意見書を提出し、スラジュさんの死因は、基礎疾患を前提とする不整脈死で、予期できないものであると争いました。これに対し、スラジュさん側は、一番で窒息死であるとの意見を述べた、イギリスのジョン・パークス医師に意見を再度求め、国の主張に反論しました。

2015年9月には、名古屋で、法医学者である勝又医師の証人尋問が行われ、私も尋問担当者として尋問に参加し、不整脈死であるとの証人の見解を弾劾しました。

控訴審は、2015年11月18日に結審し、2016年1月18日に判決言い渡す期日が指定されました。最終口頭弁論期日では、遺族であるスラジュさんの妻が、「夫を返して欲しい」と涙ながらに訴えました。国によるスラジュさんの強制送還の様子は、座席に座ったスラジュさんの手足に手錠ををし、結束バンドで両手とスポンを留められ、タオルで猿ぐつわをされ、前屈みに押さえられたというもので、あまりに非人道的な態様でした。控訴審において正義にかなう判決が出されることを願っています。

「パタハラ対策プロジェクト」 を始めました

弁護士 岩田 整



昨年5月に知人が立ち上げた「パタハラ対策プロジェクト」の活動が、私の中での流行りとなつていきます。「パタハラ」とは、パティーマラズメントの略で、男性労働者が育児をする権利を、職場の上司や同僚らが妨げることを指す言葉です。

妊娠・出産をきっかけに女性労働者に対して不利益扱いや嫌がらせをすることを指す「マタハラ」(マタニティハラメント)という言葉が、ここ数年で、世の中にすっかり定着しました。男性も女性も働けることが当たり前前の社会・経済となつて久しいのですから、マタハラなんてとんでもないことです。マタハラという言葉が死語になるまで、世の中の意識と雇用慣行・法制度を、社会・経済に馴染ませていくべきなのでしょう。

男性の問題はより深刻だと思えます。男性も女性も働けることが当たり前前の社会・経済においては、男性も育児・家事をするのが当たり前となつてしまわなければならないのですが、実際にはそうならないままです。男性労働者の育児休業の取得や短時間勤務制度の利用はほとんど進んでいませんし、育児するために残業しないで帰宅することや有給休暇を取得するといった「慎ましい」育児ですら、憚られる職場も少なくありません。この背

景には、世の中に根強く残る、「男性は外で仕事に励み、育児・家事については女性に任せておくべきである」などといった性別役割分担意識があります。第一子の出産をきっかけに62%の女性労働者が仕事を辞めています。その一方、子どもが生まれたからといって仕事を辞めた男性労働者はほとんどいません。このアンバランスな数字は、世の中に残る性別役割分担意識の表れの一つなのでしょう。ここで、「ほとんどないはず」としか書けないのは、男性労働者についての統計調査が存在しないからです。政策担当者らは、調査の必要性を感じていないのかも知れません。

事業主の目で見ると、育児をする女性労働者の雇用管理にかける物心両面のエネルギーは、自社の人材の能力開発と活用に向けられているのですが、その女性労働者の夫を雇用する会社に対する意図せざる援助となつている面もあります。育児を社会全体で支えるために、企業間の負担を調整する政策対応も検討されてよいと思えます。

「パタハラ対策プロジェクト」は、性別にかかわらず誰もが育児しやすい働きやすい職場を作るために、調査、啓発等の活動に取り組んでいます。同プロジェクトのホームページからアンケートに回答するなどして、ご協力下さいますと嬉しいです。



タワマン

弁護士 木下 泉



事務所の
すぐ近くに
55階建ての
高層マンシ
ョンが完成

Lawyers column

した。いわゆるタワマンである。都心にあるタワマンは成功の象徴の様だが、上層階は外国人と節税目的の富裕層が所有し、それより下の階は普通の庶民が所有すると言われている。高級賃貸として運用されることも多い。タワマンの麓を毎日歩いているが、なぜか上層階がライトアップされる。敷地には噴水や人工の滝らしきものが流れ、ゴージャスである。でも、ついつい、この電気代や水道代は所有者が負担するんだけど、いつまで持つかなあ、区分所有者の合意形成は大変だろうなと考えてしまう。10メートル高くなると気圧が1hPa低くなる。200メートルだと20hPaだ。高層階に住むと、高速エレベーターに乗って数分で低気圧の世界に入る。そしてその変化を日に数回、毎日体験することになる。心配性の私は大丈夫なのだろうかと思ってしまう。短期間なら、あの上層階に住んで下々を睥睨してみたいとも思うが、やっぱり根っからの庶民の私には無理だと思ってしまう。

入所挨拶

弁護士 佐々木 学



2015年11月よりTOKYO大樹法律事務所に入所しました。よろしくお願ひします。

私は、福島原発事故が起きる直前の2010年の12月に福島県で弁護士登録をしました。原発事故前には、仕事で福島の太平洋沿いの浜通り地区に何度も足を運びましたが、自然が広がるのどかな風景が印象的でした。ところが、2011年3月11日に東日本大震災と福島原発事故が発生しました。

私自身は、2014年4月に、医療事故事件に取り組むために東京に活動の場を移しました。東京に移ってから、福島原発被害救済のための幾つかの弁護士活動に取り組むことになりました。避難者の話を聞き、福島県南相馬市や飯館村、浪江町といった避難区域にも現地調査に行きました。避難者は、事故から5年近く経っても先の見えない避難生活に疲れ切っていました。避難区域では、除染表土を詰め込んだ真っ黒なビニール製のフレコンバッグが山積みになっていて、以前のようなのどかな風景はそこにはありませんでした。

弁護士として、この深刻な被害の救済に役立てないかと模索中です。

事務局ちやっここと

▼わが家では一年の終わりに、「うちの重大ニュース・トップ10」を話し合っ決めていきます。夫や娘は毎年変化があり、振り返ると話が弾みます。私自身は「無病息災」を感謝しなければいけません。職場と家の往復だけで、変化のない日々だとあっと実感するのです。

お等という30年来の趣味もありますが、今年新しいことに挑戦して行きたいなと思っています。ボケ防止になるかも。(三)

▼関西に転居した娘一家と、タブレット端末を使ってネット通信していますが、こちらはいつものソファで不動で話しかけるばかり。一方の孫娘は子供部屋に移動して弟たちとぶざけてみたり、家の外からレポートしてくれたり、縦横無尽に使いこなしてる。ロボットに掃除や介助をしてもらったり、会話を楽しんだり、子供の頃には未来の漫画だと思っていた生活が現実化してきています。(二)

編集後記

▼昨年、「大樹」発刊作業からもう一年が経過したのかと思うと、月日の経つのは早いものだ改めて実感します。気付けばいい年齢になっているはず。

▼本年も、健康で働くことが出来ていることに感謝しながら一年を過ごしていきたいと思っています。(一)



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分

ホームページはこちらです。 <http://www.tokyotaiju.com/>